

第2部第3章第3節 賃借人の権利義務 601条, 607条の2-611条, 614条-616条

設例1: 次のうち、民法典に規定されている賃借人の権利義務はどれか、すべて選びなさい。

- (1)財産権移転義務 (2)賃料支払義務 (3)修繕義務 (4)有益費償還請求権 (5)目的物保管義務 (6)建物買取請求権 (7)用法遵守義務 (8)造作買取請求権

[構造全体]